

協議書

【協議事項】

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助）に係る計画認定申請について

【概要】

1. 経緯

地域公共交通確保維持事業のフィーダー系統補助を活用するため、計画を策定することとします。

令和 6 年度計画では、「JR 赤穂線」地域間交通ネットワークとし、これに接続する路線として「ゆらのすけ」東西ルートをフィーダー系統に位置づけることとします。

今回、対象としている路線の起点である古池集落では、「ゆらのすけ」の運行がなければ、半径 1 km 以内に路線バス停、鉄軌道駅のいずれも存在せず、公共交通機関の存在しない、交通空白地域です。

さらに、古池地区の高齢化率は進んでおり、自家用乗用車を運転できない高齢者等の移動手段の確保が大きな課題となっています。

このため、地域公共交通確保維持事業により、「ゆらのすけ」東西ルートの古池～播州赤穂駅区間を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要となっています。

つきましては、住民生活に不可欠な当該路線を計画に掲げる支線として維持し、持続可能な公共交通ネットワークを確立・維持するために国による事業を活用していくこととしますので、地域公共交通確保維持改善事業に係る計画の申請について協議をお願いいたします。

2. 対象期間

令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

3. 運行系統名

(1) 「ゆらのすけ」 古池～寺西・新町～播州赤穂駅

4. その他

本議案が赤穂市地域公共交通活性化協議会において承認された後の軽微な変更は、事務局に一任していただきますようお願いいたします。

様式第1－1（日本産業規格A列4番）

赤企画第 号
令和6年6月28日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 赤穂市地域公共交通活性化協議会
住所 兵庫県赤穂市加里屋81番地
代表者氏名 会長 溝田康人

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

補助要綱規定事項一覧表

自治体名: 赤穂市

計画名称: 赤穂市地域公共交通計画

		地域公共交通計画での記載箇所（頁）
補助要綱第17条第1項に規定する事項	(第1号関係) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割	P70 事業②市内連携軸の維持・改善
	(第2号関係) 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	P96 <赤穂市がめざす公共交通体系とその役割>
	(第3号関係) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	P95 <地域公共交通の運行概要と補助対象系統について>
	(第4号関係) 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	P85 評価指標の設定

< 赤穂市がめざす公共交通体系とその役割 >

種別	対応する公共交通機関			役割	確保・維持策
市外連携軸	JR	赤穂線 山陽本線	全区間	市内の都市機能拠点*や生活機能拠点*と市外を結ぶ役割	需要に応じた運行水準を確保するため、交通事業者と協議の上、今後も維持することが必要
	ていじゅうろう	上郡ルート 備前ルート	全区間		需要に応じた運行水準を確保するため、交通事業者や上郡町、備前市と連携し今後も維持することが必要
市内連携軸	路線バス	御崎線 小島線 湯の内・槇線 千鳥線	全区間	市内各地域や生活機能拠点と都市機能拠点を結ぶ役割	市外連携軸や市内連携軸、地域内交通との乗り継ぎに配慮した運行水準を確保するために、交通事業者と連携し今後も需要に応じて維持することが必要
		南北ルートA	全区間		
		南北ルートB	全区間		
		東西ルート 備前福河駅口			市外連携軸や市内連携軸、地域内交通との乗り継ぎに配慮した運行水準を確保するために、交通事業者と連携し今後も需要に応じて維持することが必要
		高野ルート	全区間		
		みどり団地ルート	全区間		
		尾崎・御崎ルート	全区間		
	東西ルート 古池			<ul style="list-style-type: none"> 市外連携軸や市内連携軸、地域内交通との乗り継ぎに配慮した運行水準を確保するために、交通事業者と連携し今後も維持することが必要 地域公共交通確保維持事業*（フィーダー補助）を活用し、持続可能な運行をめざす* 	
	ていじゅうろう	上郡ルート 備前ルート	全区間		市外連携軸や市内連携軸、地域内交通との乗り継ぎに配慮した運行水準を確保するために、交通事業者や上郡町、備前市と連携し今後も需要に応じて維持することが必要
	タクシー				需要に応じた運行水準を確保するため、交通事業者と協議の上、今後も維持することが必要
地域内交通	うね・のり愛号			市内連携軸では網羅できない地域の移動需要に対応して、最寄りの生活機能拠点や都市機能拠点までを結ぶ役割	需要に応じた運行水準を確保するため、交通事業者と連携し今後も維持することが必要
	タクシー				需要に応じた運行水準を確保するため、交通事業者と協議の上、今後も維持することが必要

*地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）の必要性に関する詳細については、資料2（P.96）を参照

5.1 施策体系

公共交通のめざす姿の実現に向けて、以下に示す施策・事業を推進します。

基本理念	基本方針	施策	重点事業	事業
みんなで支える笑顔と希望あふれる公共交通				
基本方針1 利便性・機能性の高い公共交通利用環境の構築	1-1 需要に対応した公共交通ネットワークの維持・改善	★	①市外連携軸の維持・改善	
		★	②市内連携軸の維持・改善	
			③地域内交通の維持・改善	
	1-2 利用しやすいバス料金体系の構築	★	④コミュニティバスと路線バスの運賃の統一化	
			⑤バス回数券及びバス乗り放題券の導入	
	1-3 公共交通同士の連携による乗り継ぎ利便性の向上		⑥運行ダイヤの調整	
			⑦情報連携による遅延への対応	
	基本方針2 他分野連携によるサービス向上			
	2-1 観光分野と連携したサービス向上		⑧レンタサイクルを活用した市内周遊の強化	
			⑨公共交通を活用した観光周遊促進	
	2-2 教育分野と連携したサービス向上		⑩公共交通を活用した通学手段の確保	
	2-3 福祉分野と連携したサービス向上		⑪障がい者手帳所持者の外出促進	
		★	⑫高齢者運転免許自主返納の促進	
	2-4 その他分野と連携したサービス向上		⑬商業施設と連携した割引制度の導入	
			⑭沿線施設と連携したパーク＆ライドやサイクル＆ライドの促進	
			⑮低公害車・ノンステップバスの導入推進	
			⑯先進技術や新制度を活用したサービス向上	
基本方針3 みんなで支えあう持続可能な公共交通の実現				
基本方針3 みんなで支えあう持続可能な公共交通の実現	3-1 公共交通情報の多様な発信による利用促進		⑰バス総合時刻表・公共交通マップの作成	
		★	⑱モビリティ・マネジメント等の実施	
	3-2 住民等との「共創」による公共交通を支える仕組みづくり		⑲社会福祉協議会等と連携した移動手段の確保	
			⑳バス車内・車体広告による収益の確保	
		★	㉑交通事業者・行政の連携による運転手の確保	

5.2 施策・事業

基本方針1 利便性・機能性の高い公共交通利用環境の構築

施策1-1	需要に対応した公共交通ネットワークの維持・改善
-------	-------------------------

■現状・課題

- 赤穂市の公共交通は、2023年（令和5年）時点で、JR、路線バス、コミュニティバス「ゆらのすけ」「ていじゅうろう」、デマンドタクシー「うね・のり愛号」、一般乗用タクシーが運行しており、これらは市内のほぼすべての地域をカバーしています。
- 2021年（令和3年）10月以降に実施されたJRの昼間時間帯の減便により、市民の移動に不便が生じてあり、市民・事業所から運行本数の改善を望む意見が出ています。
- 路線バス、「ゆらのすけ」、「ていじゅうろう」の役割分担が必ずしも明確となっておらず、これらの運行経路が重複する区間があります。
- 「うね・のり愛号」は乗降場所や予約受付時間が限られていることもあります。利用者数が少なくなっています。
- バス等の公共交通は運賃収入だけでは運行経費を賄えないため、行政が運行経費を補助していますが、その補助額は年々増加傾向にあります。

■めざす姿

- 市内の公共交通需要に対応した公共交通ネットワークを構築し、また行政の補助によりこれを持続可能なものとすることで、市民の移動手段を確保し、移動しやすく住みやすいまちをめざします。

■めざす姿の実現に向けた事業

重点事業	事業	事業概要	実施時期・実施主体
★	①市外連携軸の維持・改善	<ul style="list-style-type: none"> 市外連携軸として、JR及びバスの運行の維持・改善をめざします。 JRについては、運行本数の維持や増便に向けて、利用促進活動や交通事業者への要望活動を実施します。 バスについては、市外連携軸に加えて市内連携軸の機能を併せ持つように路線再編を行うとともに、需要に応じたダイヤ変更・ルート再編により、利便性向上を図ります。 	<p><実施時期></p> <ul style="list-style-type: none"> JRの維持・増便要望：継続実施 「ていじゅうろう」の路線再編：2024年度（令和6年度）以降隨時実施 <p><実施主体></p> <ul style="list-style-type: none"> 赤穂市 JR西日本 バス事業者 東備西播定住自立圏形成推進協議会*
★	②市内連携軸の維持・改善	<ul style="list-style-type: none"> 市内連携軸として、路線バス、「ゆらのすけ」、「ていじゅうろう」の運行の維持・改善をめざします。 需要に応じた路線バス、「ゆらのすけ」、「ていじゅうろう」のルートや本数等の再編を行うことで、効率的・網羅的な公共交通網を形成します。 これらが持続可能な公共交通となるために、地域公共交通確保維持事業*などの行政からの支援を受けながら、利用しやすい公共交通サービスを確保・維持し続けます。 	<p><実施時期></p> <ul style="list-style-type: none"> 2024年度（令和6年度）以降隨時実施 <p><実施主体></p> <ul style="list-style-type: none"> 赤穂市 バス事業者 東備西播定住自立圏形成推進協議会
	③地域内交通の維持・改善	<ul style="list-style-type: none"> 「うね・のり愛号」について、予約受付時間の緩和や、乗降場所の追加などのサービス改善を行い、利便性の向上を図ることで、より日常的に利用しやすい移動手段をめざします。また、再編後も維持・改善を進めます。 	<p><実施時期></p> <ul style="list-style-type: none"> 2024年度（令和6年度）以降隨時実施 <p><実施主体></p> <ul style="list-style-type: none"> 赤穂市 タクシー事業者

【重点事業】

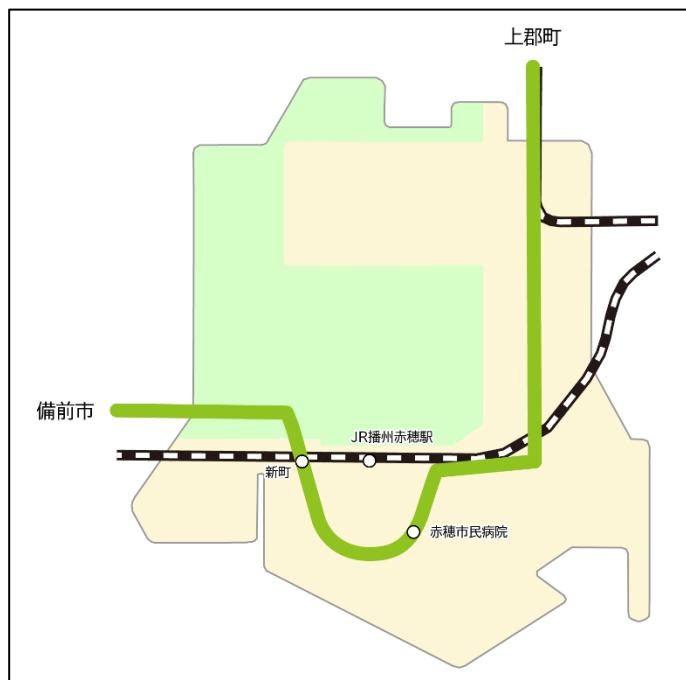
事業 ①市外連携軸の維持・改善

実施主体	赤穂市、JR西日本、バス事業者、東備西播定住自立圏形成推進協議会*													
実施時期	2023年度 (令和5年度) 以前	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度) 以降							
事業内容	<p>維持・改善 → 維持・改善</p>													
	<ul style="list-style-type: none"> 市外連携軸として、JR及び「ていじゅうろう」の運行の維持・改善をめざします。 JRについては、運行本数の維持や増便に向けて、利用促進活動やJR西日本への要望活動を引き続き実施します。 「ていじゅうろう」については、2024年（令和6年）4月から需要に応じたダイヤ変更・ルート再編・停留所の追加を行うとともに、市外連携軸に加えて市内連携軸の機能を併せ持つように路線再編を行うことで、利便性向上を図ります。また、再編後も維持・改善を進めます。 路線バスについては、運転手不足の問題や運転手の改善基準告示を受けて、今後も持続可能な運営を図るため、2024年（令和6年）4月からルート再編等を行います。 													
< JRの維持・改善に向けた取り組み >														
<p>赤穂市、上郡町、備前市などにより設立した東備西播定住自立圏域 JR 利用促進協議会として、運行本数の維持や増便に向けて、利用促進活動や JR 西日本への要望活動を実施します。</p>														
<p>[利用促進活動（啓発グッズ配布）]</p> 				<p>[利用促進活動（ポスター掲示）]</p>  <p>みんなでつなごう・未来へ！ JR 赤穂線・山陽本線 あなたの利用で未来が変わる</p> 										
<p>[JR西日本への要望活動]</p> 				<p>資料：赤穂市ホームページ</p>										
<p>資料：東備西播定住自立圏形成推進協議会ホームページ</p>				<p>資料：赤穂市ホームページ</p>										

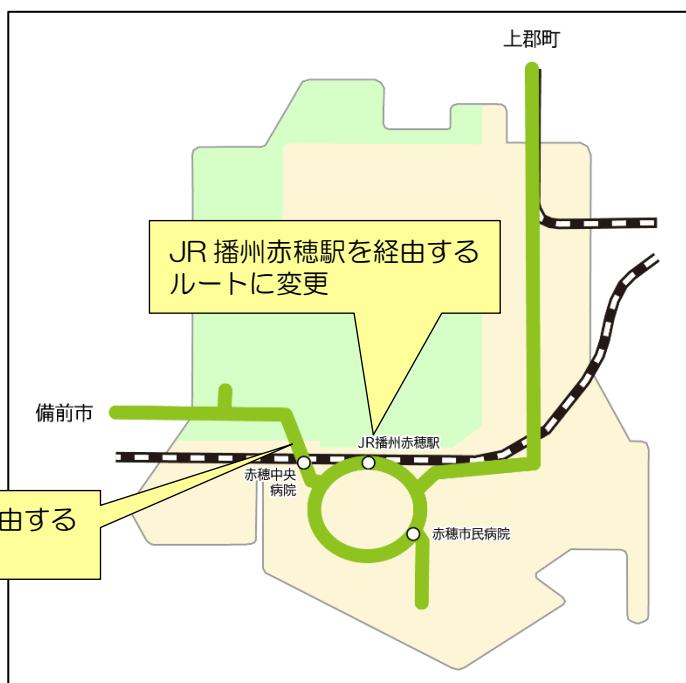
< 「ていじゅうろう」の路線再編 >

「ていじゅうろう」の2ルートとも、JR 播州赤穂駅や中心部の商業施設等を経由するルートに変更し、市外から市内中心部への来訪者の増加や中心市街地内の回遊性向上を図ります。

[再編前（令和6年3月まで）]



[ルート再編案]



【重点事業】

事業 ②市内連携軸の維持・改善							
実施主体	赤穂市、バス事業者、東備西播定住自立圏形成推進協議会*						
実施時期	2023年度 (令和5年度) 以前	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度) 以降
	維持・改善	維持・改善					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 市内連携軸として、路線バス、「ゆらのすけ」、「ていじゅうろう」の運行の維持・改善をめざします。 路線バスについては、運転手不足の問題や運転手の改善基準告示を受けて、今後も持続可能な運営を図るため、2024年（令和6年）4月からルート再編等を行います。これに合わせて、「ゆらのすけ」、「ていじゅうろう」のルートや本数等の再編を実施し、効率的・網羅的な公共交通網を形成します。また、再編後もこれらバスの維持・改善を進めます。 自動車交通量が少ない区間においては、積極的に「ゆらのすけ」のフリー降車区間設定を検討し、利便性の向上を図ります。 これらが持続可能な公共交通となるために、地域公共交通確保維持事業*などの行政からの支援を活用しながら、利用しやすい公共交通サービスを確保・維持します。 						

< 路線バス・コミュニティバス等の確保・維持に向けた国の支援制度
(地域公共交通確保維持事業) >

地域公共交通確保維持事業
(地域の実情に応じた生活交通の確保維持)

< 支援の内容 >

- 高齢化が進む過疎地域等の足を確保するための幹線バス交通や地域内交通の運行
 - ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
 - ・過疎地域等において、コミュニティバス*、デマンドタクシー*、自家用有償旅客運送*等の地域内交通の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
- 離島航路・航空路の運航
 - ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援



補助対象	通常の支援内容
路線バス・コミュニティバス等の運行 【地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助・地域内フィーダー系統*補助）】	<p>対象系統</p> <p>【地域間幹線系統】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 複数市町村にまたがるもの ② 1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの ③ 輸送量が15人～150人/日と見込まれるもの <p>【地域内フィーダー系統】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 政令市、中核市、特別区以外において補助対象地域間幹線バス系統を補完するもの又は交通不便地域における移動手段の確保を目的としたもの ② 新たに運行を開始するなどの新規性があるもの <p>【共通】</p> <p>車両減価償却費等補助又は公有民営補助（補助率：1/2）</p>

資料：国土交通省ホームページ

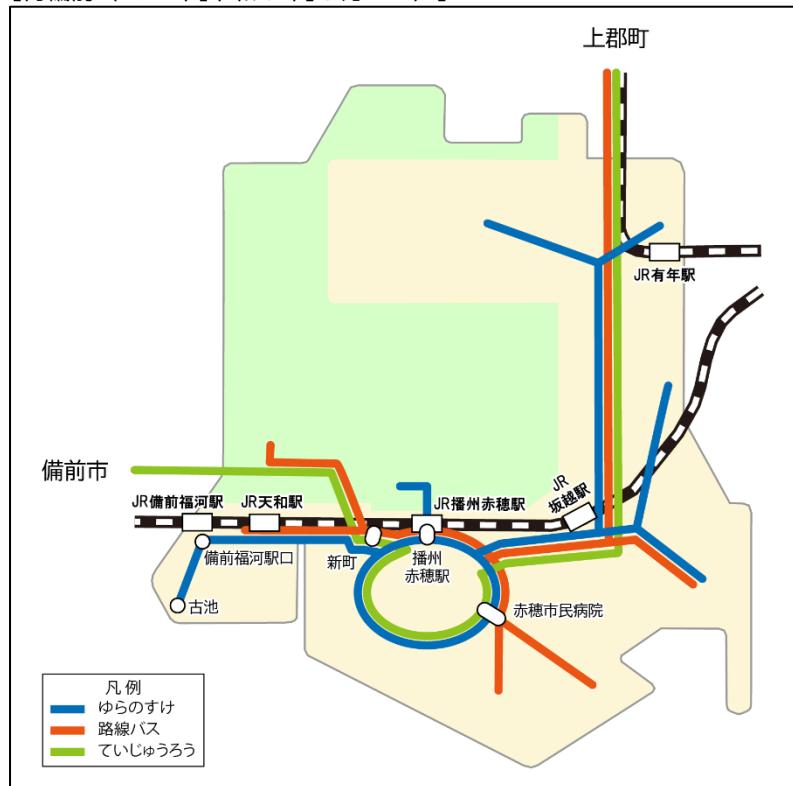
< 地域内フィーダー系統補助の対象となる区間の位置づけ・役割 >

系統	区間	位置づけ	役割
「ゆらのすけ」東西ルート	備前福河駅口～古池	市内連携軸	交通不便地域において、市外連携軸であるJRの備前福河駅までの支線となる。

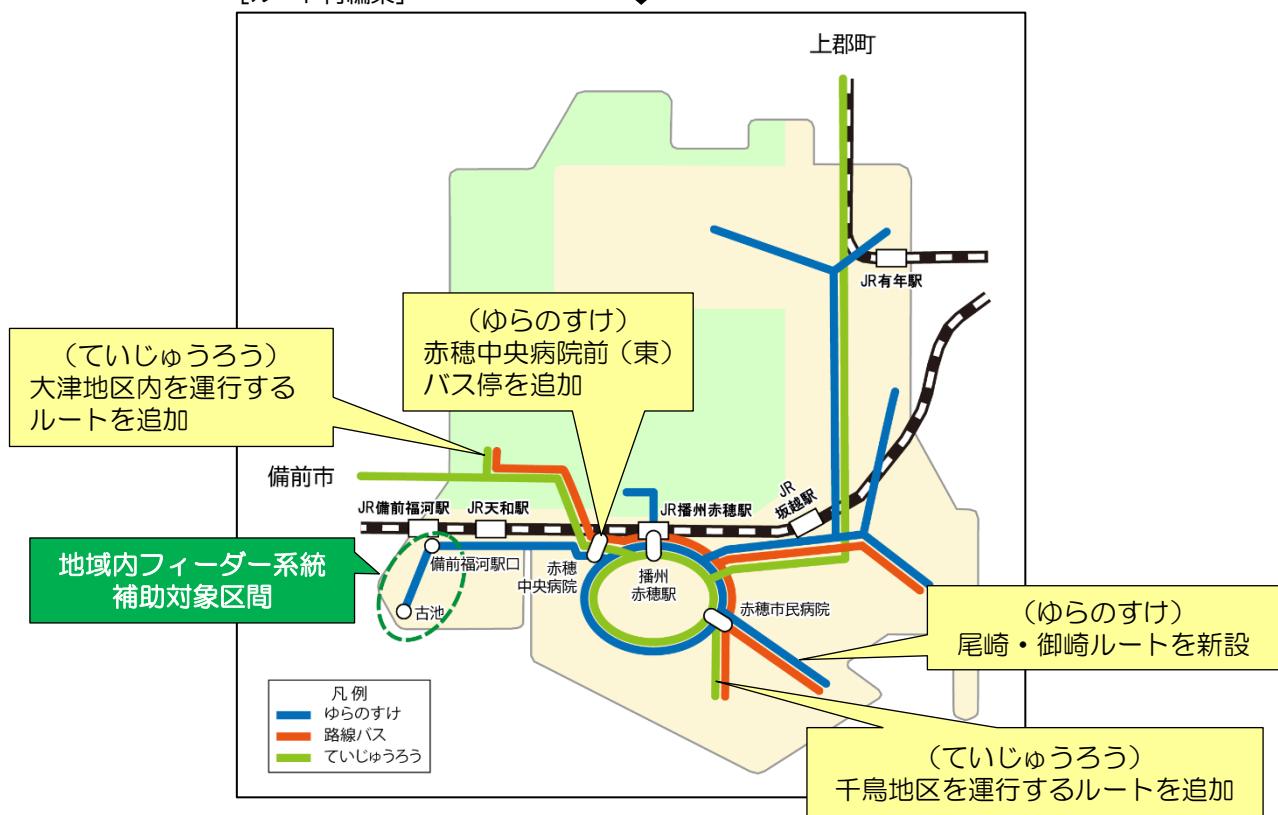
< バス路線再編 >

需要に応じた路線バス、「ゆらのすけ」、「ていじゅうろう」のルートや本数等の再編を実施し、効率的・網羅的な公共交通網を形成します。

[再編前 (2024年[令和6年]3月まで)]



[ルート再編案]



地域公共交通確保維持事業 (フィーダー補助) の必要性に関する詳細については、資料2 (P.96) を参照

基本方針1 利便性・機能性の高い公共交通利用環境の構築

施策1-2	利用しやすいバス料金体系の構築
-------	-----------------

■現状・課題

- 市内を運行するバスの料金体系は、2023年（令和5年）時点で、路線バスでは対距離料金制、「ゆらのすけ」では均一料金制、「ていじゅうろう」では区間料金制が採用されており、バスの種類によって異なっています。
- バスの料金体系の違いによって、利用者の視点では料金が分かりにくくなっています。
- コミュニティバスには回数券や定期券などの仕組みがなく、頻繁に利用する人が利用しづらくなっています。

■めざす姿

- 複数運行しているバスの料金の統一や、高頻度利用者への料金サービスの導入などにより、バスを利用しやすい環境を構築することで、活発な交流が生まれるにぎわいのあるまちをめざします。

■めざす姿の実現に向けた事業

重点事業	事業	事業概要	実施時期・実施主体
★	④コミュニティバスと路線バスの運賃の統一化	<ul style="list-style-type: none">路線バス、「ゆらのすけ」、「ていじゅうろう」の料金体系を統一（200円均一）し、バス同士の垣根をなくすことにより、これらバスの一体的かつ効率的なルート再編を可能にするとともに、どの地区からもバスを利用しやすい環境を構築します。	<p>＜実施時期＞</p> <ul style="list-style-type: none">2024年度（令和6年度）以降隨時実施 <p>＜実施主体＞</p> <ul style="list-style-type: none">赤穂市バス事業者東備西播定住自立圏形成推進協議会*
	⑤バス回数券及びバス乗り放題券の導入	<ul style="list-style-type: none">路線バス、「ゆらのすけ」、「ていじゅうろう」共通で利用可能な紙による回数券を導入し、高頻度利用者の料金負担の軽減を図ります。路線バスの市内利用を含め、すべてのバスが一定期間乗り放題となる定期券（サブスクリプション*サービス）を導入し、よりバスを利用しやすい環境を構築します。	<p>＜実施時期＞</p> <ul style="list-style-type: none">2024年度（令和6年度）以降隨時実施 <p>＜実施主体＞</p> <ul style="list-style-type: none">赤穂市バス事業者東備西播定住自立圏形成推進協議会

【重点事業】

事業 ④コミュニティバスと路線バスの運賃の統一化																									
実施主体	赤穂市、バス事業者、東備西播定住自立圏形成推進協議会*																								
実施時期	2023年度 (令和5年度) 以前	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度) 以降																		
事業内容																									
<p style="text-align: center;">< コミュニティバスと路線バスの運賃の統一化 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2024年（令和6年）3月現在において、市内を運行する路線バス、「ゆらのすけ」、「ていじゅうろう」の料金体系が個別で設定されており複雑であるため、料金体系を統一（200円均一）します。 ・これらバスの垣根をなくすことにより、路線バス、「ゆらのすけ」、「ていじゅうろう」の一体的かつ効率的なルート再編を可能にするとともに、どの地区からもバスを利用しやすい環境を構築します。 																									
<p>※小学生、身体障がい者手帳所持者・療育手帳所持者とその介助者、運転経歴証明書*所持者は、障がい者手帳又は証明書の提示により半額（100円）</p> <p>※小学生未満無料</p>																									
<p style="text-align: center;">< 運賃の変更内容 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>バスの種類</th> <th colspan="2">変更前*</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路線バス</td> <td>対距離料金制</td> <td>170~690円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ゆらのすけ</td> <td>均一料金制</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ていじゅうろう</td> <td>区間料金制</td> <td>100~200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="color: red;">均一料金制 200円</td> </tr> </tbody> </table>						バスの種類	変更前*		変更後	路線バス	対距離料金制	170~690円		ゆらのすけ	均一料金制	100円		ていじゅうろう	区間料金制	100~200円					均一料金制 200円
バスの種類	変更前*		変更後																						
路線バス	対距離料金制	170~690円																							
ゆらのすけ	均一料金制	100円																							
ていじゅうろう	区間料金制	100~200円																							
			均一料金制 200円																						
<p>※2024年（令和6年）3月現在</p>																									
<p>(例) 「播州赤穂駅～亀の井ホテル赤穂」まで路線バスを利用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>370円</p> </td> <td> <p>200円</p> <p>170円お得</p> </td> </tr> </tbody> </table>							変更前	変更後	<p>370円</p>	<p>200円</p> <p>170円お得</p>															
変更前	変更後																								
<p>370円</p>	<p>200円</p> <p>170円お得</p>																								

基本方針1 利便性・機能性の高い公共交通利用環境の構築

施策1-3 公共交通同士の連携による乗り継ぎ利便性の向上

■現状・課題

- 赤穂市の公共交通は、市外に行く場合、主にバスからJRに乗り継いでいく体系となっています。また、市内についても、JR播州赤穂駅以東と以西の間の移動はバス同士を乗り継いでいく交通体系となっています。
- JRやバスの遅延が定期的に発生する中で、2021年（令和3年）10月以降のJRの減便の影響から、遅延により乗り継ぎができなかった場合、時間帯によっては、待ち時間が1時間以上と長くなる場合や、利用できるバスがなくなる場合があります。

■めざす姿

- JR、バス、タクシー等の公共交通が連携して、公共交通同士が乗り継ぎしやすい環境を構築することで、市内だけでなく市外へも外出しやすいまちをめざします。

■めざす姿の実現に向けた事業

重点事業	事業	事業概要	実施時期・実施主体
	⑥運行ダイヤの調整	<ul style="list-style-type: none">JR駅を発着する路線バスにおいては、公共交通機関相互の乗り継ぎが円滑にできるように、引き続き運行ダイヤの調整を行います。継続又は新規運行する便についてはダイヤ調整を行い、乗り継ぎ利便性を最大限確保するよう努めます。JRのダイヤが変更された際は、対応する路線バスのダイヤも必要に応じて変更し、乗り継ぎ利便性を維持します。	<p><実施時期></p> <ul style="list-style-type: none">継続実施 <p><実施主体></p> <ul style="list-style-type: none">バス事業者
	⑦情報連携による遅延への対応	<ul style="list-style-type: none">JRやバスの遅延等の運行情報を確認し、乗り継ぎ先のバスの駅前バス停発車時刻を数分遅らせる等の臨機応変な運行を引き続き行い、乗り継ぎ利便性の向上をめざします。	<p><実施時期></p> <ul style="list-style-type: none">継続実施 <p><実施主体></p> <ul style="list-style-type: none">バス事業者

基本方針2 他分野連携によるサービス向上

施策2-1 観光分野と連携したサービス向上

■現状・課題

- 赤穂市にはさまざまな観光資源があり、コロナ禍以前には年間約150万人の観光客が訪れていました。
- 主要な観光地の中には、JR駅から1km以上離れており、徒歩では訪れにくい場所があります。
- JR播州赤穂駅、JR坂越駅、JR有年駅前では観光周遊を目的としたレンタサイクル*の貸出を行っており、市内にはサイクリングの周遊モデルルートも設定されています。
- 観光客の約8割は自家用車を利用して来訪しており、一部の観光駐車場はしばしば満車になっています。少し離れた駐車場に停めた場合には徒歩で移動する必要が生じます。また駐車場の空きを待つ車が周辺道路の交通状況に悪影響を与えています。

■めざす姿

- 観光分野と公共交通が連携して、市内外から多様な移動手段を利用して観光しやすい環境を構築し、活発な交流が生まれるまちをめざします。

■めざす姿の実現に向けた事業

重点事業	事業	事業概要	実施時期・実施主体
	⑧レンタサイクルを活用した市内周遊の強化	<ul style="list-style-type: none">JR播州赤穂駅、JR坂越駅、JR有年駅前にて貸出を行っているレンタサイクルについて、各駅からのサイクリング周遊モデルルートを周知することで、レンタサイクルを活用した市内周遊を促進します。	<p><実施時期></p> <ul style="list-style-type: none">・継続実施 <p><実施主体></p> <ul style="list-style-type: none">・赤穂市・赤穂観光協会
	⑨公共交通を活用した観光周遊促進	<ul style="list-style-type: none">公共交通を活用した観光周遊を促進するため、交通事業者と連携したフリー乗車券（海街・赤穂フリー乗車券、バス旅ひょうご「西播磨バス乗り放題きっぷ」）の発行等の取り組みを継続して実施します。	<p><実施時期></p> <ul style="list-style-type: none">・継続実施 <p><実施主体></p> <ul style="list-style-type: none">・赤穂市・バス事業者・赤穂観光協会・あこう魅力発信基地（DMO）

基本方針2 他分野連携によるサービス向上

施策2-2 教育分野と連携したサービス向上

■現状・課題

- ・家から学校までが遠い小学校の児童の中には、通学にJRやバスを利用している児童があります。
- ・2021年（令和3年）10月以降はJRの昼間の時間帯が減便されており、これ以上減便が進むと、児童の通学に支障をきたすことが懸念されます。
- ・通学にJRやバスを利用している児童には、赤穂市教育委員会より、通学費に対して補助金を交付しています。

■めざす姿

- ・赤穂市教育委員会との連携により、遠距離通学の児童も公共交通で通学しやすい環境を構築することで、市内のどこからでも安心して通学できるまちを今後も維持します。

■めざす姿の実現に向けた事業

重点事業	事業	事業概要	実施時期・実施主体
	⑩公共交通を活用した通学手段の確保	<ul style="list-style-type: none">・市内の小学校にJR・バスを利用して通学する児童のため、赤穂市教育委員会との連携により、JR・バスの通学定期乗車券の料金補助を継続して実施します。・バスを利用して通学する児童の利便性向上のため、登下校の時間帯に可能な限り配慮した路線バス・コミュニティバス*のダイヤ変更を実施します。	<p><実施時期></p> <ul style="list-style-type: none">・通学定期乗車券の料金補助：継続実施・バスのダイヤ変更：2024年度（令和6年度）以降随時実施 <p><実施主体></p> <ul style="list-style-type: none">・赤穂市・赤穂市教育委員会・JR西日本・バス事業者・東備西播定住自立圏形成推進協議会*

基本方針2 他分野連携によるサービス向上

施策2-3 福祉分野と連携したサービス向上

■現状・課題

- 赤穂市は高齢化が進行しており、2030年（令和12年）には高齢化率が37.5%となると予想されています。
- 赤穂市における75歳以上の自動車運転免許保有者数は、高齢者人口の増加に伴い年々増加しています。
- 赤穂市では、高齢者が運転免許証を自主的に返納しやすくなるよう、高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施しています。また、障がい者手帳所持者の外出を促進する取り組みとして、福祉タクシー*利用券の配布を実施しています。

■めざす姿

- 福祉分野と連携し、自動車以外でも外出できるよう公共交通サービスを向上させることで、障がい者手帳所持者や高齢者を含む誰もが安心して気軽に外出できるまちをめざします。

■めざす姿の実現に向けた事業

重点事業	事業	事業概要	実施時期・実施主体
	⑪障がい者手帳所持者の外出促進	<ul style="list-style-type: none">障がい者手帳所持者の外出を促進するため、福祉タクシー利用券の配布を継続して実施します。障がい者手帳所持者の路線バス、「ゆらのすけ」、「ていじゅうろう」の料金を半額とすることで、外出促進及び公共交通の利用促進を図ります。	<p><実施時期></p> <ul style="list-style-type: none">福祉タクシー利用券の配布：継続実施障がい者手帳所持者のコミュニティバス*割引：2024年度（令和6年度）以降隨時実施 <p><実施主体></p> <ul style="list-style-type: none">赤穂市バス事業者福祉タクシー事業者東備西播定住自立圏形成推進協議会*
★	⑫高齢者運転免許自主返納の促進	<ul style="list-style-type: none">高齢者運転免許証自主返納支援事業を継続して実施します。運転経歴証明書*所持者の路線バス、「ゆらのすけ」、「ていじゅうろう」の料金を半額、タクシー乗車運賃を1割引とすることで、免許返納者の移動を支援します。高齢者運転免許証自主返納支援事業の支援内容や、運転経歴証明書の特典の情報を周知することで、運転免許証が自主返納されやすい環境づくりを促進します。	<p><実施時期></p> <ul style="list-style-type: none">高齢者運転免許証自主返納支援事業：継続実施運転経歴証明書所持者のコミュニティバス割引：2024年度（令和6年度）以降隨時実施 <p><実施主体></p> <ul style="list-style-type: none">赤穂市バス事業者タクシー事業者等東備西播定住自立圏形成推進協議会

【重点事業】

事業	⑫高齢者運転免許自主返納の促進						
実施主体	赤穂市、バス事業者、タクシー事業者等、東備西播定住自立圏形成推進協議会*						
実施時期	2023年度 (令和5年度) 以前	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度) 以降
	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者運転免許証自主返納支援事業を継続して実施します。 運転経歴証明書*所持者の路線バス、「ゆらのすけ」、「ていじゅうろう」の料金を半額、タクシー乗車運賃を1割引とすることで、免許返納者の移動を支援します。 高齢者運転免許証自主返納支援事業の支援内容や、運転経歴証明書の提示により受けられる特典の情報を周知することで、運転免許証が自主返納されやすい環境づくりを促進します。 						

< 高齢者運転免許証自主返納支援事業 >

対象者	・赤穂市内に住民登録のある人 ・2017年(平成29年)4月1日以後に運転免許証を自主返納し、運転免許の取消通知書、又は運転経歴証明書の交付を受けた人で(クオカード1,000円分の交付を受けた人は除く)、自主返納した日において満75歳以上の人
支援内容	ICOCAカード(2,000円分、ただし発行手数料500円を含む):1枚
支援期間	運転免許の取消通知書の交付の日、又は運転経歴証明書の交付の日の、いずれか遅い日から起算して1年以内

< 運転経歴証明書 >

運転免許証を取消し(自主返納)又は失効した日から過去5年間の運転経歴を証明するものです。
65歳以上の方は、これを提示することでさまざまな特典を受けることができます。



資料：警察庁ホームページ

< 運転経歴証明書の提示で受けられる特典の例 >

分類	提供企業・団体	特典内容
バス運賃割引	ウイング神姫	路線バス半額
	赤穂市	「ゆらのすけ」半額
	東備西播定住自立圏形成推進協議会	「ていじゅうろう」半額
タクシー運賃割引	御崎タクシー	タクシー乗車運賃の1割引
	赤穂タクシー	タクシー乗車運賃の1割引
	赤穂神姫タクシー	タクシー乗車運賃の1割引

*赤文字は2024年(令和6年)10月から新たに追加される特典です。

*上記以外にもさまざまな施設・商品等の割引が受けられます。一覧は以下の兵庫県警察ホームページから確認できます。

(https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/traffic/license/keireki_tokuten/data/tokuten.pdf)

基本方針2 他分野連携によるサービス向上

施策2-4 その他分野と連携したサービス向上

■現状・課題

- ・公共交通利用者アンケート結果より、バス等は買物や通院・お見舞い、趣味・娯楽を目的として多く利用されています。
- ・一方で、市民アンケート結果より、買物に車を利用している人は7割以上を占めており、バス等を利用している人は1割未満と少なくなっています。
- ・市内のJR5駅のうち、有料駐車場がJR播州赤穂駅、JR坂越駅、JR有年駅に設置されており、また駐輪場はJR播州赤穂駅及びJR坂越駅に有料駐輪場が、JR有年駅には無料駐輪場が設置されています。
- ・2021年度（令和3年度）における日本のCO₂排出量のうち、運輸部門からの排出量は約2割を占めており※、運輸部門におけるCO₂排出量削減に向けた施策が推進されています。
- ・近年は情報技術が急速に発展しており、また複数の移動手段の情報を一括して提供するサービスであるMaaS*（Mobility as a Service）等の新たな技術も進展しています。
- ・地域の移動手段の確保に向けて、事業者協力型自家用有償旅客運送*等の制度が新設されるとともに、国において、一般ドライバーが自家用車を利用して有料で送迎する「ライドシェア*」の導入を巡る検討も進められています。

※資料：国土交通省ホームページ「運輸部門における二酸化炭素排出量（令和5年5月17日更新）」

■めざす姿

- ・公共交通が関係するさまざまな分野との連携や先進技術、新制度の活用により、利便性の高い持続可能な公共交通体系を構築することで、誰もが公共交通を利用して外出しやすいまちをめざします。

■めざす姿の実現に向けた事業

重点事業	事業	事業概要	実施時期・実施主体
	⑬商業施設と連携した割引制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> 市内の商業施設と連携した公共交通利用者に対する商品割引サービスや、施設利用者に対する公共交通利用割引を検討し、公共交通の利用促進を図るだけでなく、地域活性化をめざします。 	<p>＜実施時期＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 2024年度（令和6年度）以降隨時実施 <p>＜実施主体＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 赤穂市 バス事業者 商業施設
	⑭沿線施設と連携したパーク＆ライドやサイクル＆ライドの促進	<ul style="list-style-type: none"> JR沿線の駐車場や駐輪場と連携し、自家用車や自転車を駐車場・駐輪場に駐めてJRに乗り継ぐパーク＆ライド*やサイクル＆ライド*を促進します。 バス沿線施設と連携し、沿線施設の駐車場や駐輪場をバス利用者が利用できるようにすることで、自家用車や自転車を駐車場・駐輪場に駐めてバスに乗り継ぐパーク＆バスライドやサイクル＆バスライドを促進します。 	<p>＜実施時期＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 2024年度（令和6年度）以降隨時実施 <p>＜実施主体＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 赤穂市 沿線施設
	⑮低公害車・ノンステップバスの導入推進	<ul style="list-style-type: none"> CO₂排出量の削減に向けて、車両入替のタイミングを活用し、運行するバス等の低公害車（PHV*・EV*等）への転換を推進します。 交通弱者を含むすべての人がより利用しやすくなるよう、ノンステップバス*の導入を引き続き推進していきます。 	<p>＜実施時期＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 2024年度（令和6年度）以降隨時実施 <p>＜実施主体＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 赤穂市 バス事業者
	⑯先進技術や新制度を活用したサービス向上	<ul style="list-style-type: none"> これまで実施している、バスロケーションシステム*によるバス運行状況のリアルタイムの情報提供を引き続き実施します。 マイナンバーカードと交通系ICカード*の連携による料金割引サービスの導入等を検討し、サービス向上を図ります。 その他、公共交通のサービス向上に向けて、MaaS*をはじめとした先進技術や新制度の活用も検討します。 	<p>＜実施時期＞</p> <ul style="list-style-type: none"> バスロケーションシステムの提供：継続実施 先進技術の活用の検討：2024年度（令和6年度）以降隨時実施 <p>＜実施主体＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 赤穂市 交通事業者

基本方針3 みんなで支えあう持続可能な公共交通の実現

施策3-1 公共交通情報の多様な発信による利用促進

■現状・課題

- 赤穂市では、外出時の7割以上が自動車を利用しておおり、自動車中心の交通体系となっています。
- 市内では、路線バス、「ゆらのすけ」、「ていじゅうろう」、「うね・のり愛号」の4種類のバス等が運行していますが、これらの時刻表は個別に作成されています。
- 4種類のバス等は時刻表や路線図が個別で作成されており、2種類以上のバスを乗り継ぐ場合や、目的地の最寄りバス停を確認する場合は、複数の時刻表や路線図を確認する必要があります。

■めざす姿

- 分かりやすい公共交通情報の多様な発信により認知度を向上させるとともに、公共交通に接する機会を増やし公共交通に対する関心を高めることにより利用促進を行い、利用者を増やすことで、みんなで支えあう持続可能な公共交通をめざします。

■めざす姿の実現に向けた事業

重点事業	事業	事業概要	実施時期・実施主体
	⑯バス総合時刻表・公共交通マップの作成	<ul style="list-style-type: none">2024年（令和6年）3月現在において、公共交通手段別に作成されている時刻表を、ひとつにまとめた分かりやすいバス総合時刻表を作成・全戸配布し、公共交通利用の促進を図ります。バス停や乗降場所、運行経路等を主要施設とともに地図上に示した公共交通マップを作成することにより、バス停位置や運行経路を分かりやすくすることで、公共交通の利用促進を図ります。	<p>＜実施時期＞</p> <ul style="list-style-type: none">2024年度（令和6年度）以降隨時実施 <p>＜実施主体＞</p> <ul style="list-style-type: none">赤穂市バス事業者東備西播定住自立圏形成推進協議会*
★	⑰モビリティ・マネジメント等の実施	<ul style="list-style-type: none">公共交通の利用促進を図るとともに、公共交通を地域で守り育てる意識を醸成するため、モビリティ・マネジメント*やバス乗り方教室を実施します。	<p>＜実施時期＞</p> <ul style="list-style-type: none">2024年度（令和6年度）以降隨時実施 <p>＜実施主体＞</p> <ul style="list-style-type: none">赤穂市JR西日本バス事業者

【重点事業】

事業	⑯モビリティ・マネジメント等の実施						
実施主体	赤穂市、JR西日本、バス事業者						
実施時期	2023年度 (令和5年度) 以前	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度) 以降
実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の利用促進を図るとともに、公共交通を地域で守り育てる意識を醸成するため、モビリティ・マネジメント*やバス乗り方教室を実施します。 児童とその家族を対象としたJR・バス乗り方教室を実施し、JR・バスの乗り方や公共交通の重要性等に関する周知を行います。 広報誌等において、公共交通の取り組みや現状を発信することで、公共交通を地域で守り育てる意識醸成を図ります。 						

< モビリティ・マネジメントとは >

個々の移動（モビリティ）が、過度な自動車利用から公共交通などを適切に利用する状態に変化するなど、社会的にも個人的にも望ましい方向に自発的に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策のことと言います。

< JR・バスの乗り方教室の実施 >

公共交通の利用方法や、公共交通の重要性を学んでもらうため、JR・バスの乗り方教室を実施します。

[JRの乗り方教室の例（JR久留里線）]



[バスの乗り方教室の例（小田原市）]



資料：君津市ホームページ、木更津市ホームページ

資料：小田原市ホームページ

基本方針3 みんなで支えあう持続可能な公共交通の実現

施策3-2 住民等との「共創」による公共交通を支える仕組みづくり

■現状・課題

- 交通業界では、他産業に比べて労働時間が長く、また高齢化が進んでいる傾向にあるため、運転手が全国的に不足しており、赤穂市も同様の状態にあります。
- 交通事業者が最低限の人員で便数や運行台数を維持している中で、「2024年問題」として、2024年（令和6年）4月から運転手の労働環境を改善すること目的に、長時間労働問題の是正に向けて運転手の時間外労働時間に上限規制が適用されることにより、運転手不足問題がさらに深刻化することが懸念されています。
- バス等の公共交通は運賃収入だけでは運行経費を賄えないため、年間約6,100万円の行政補助を行っていますが、この補助額は燃料価格の高騰等を受けて年々増加傾向にあります。
- JRやバス等の公共交通だけでは対応できない市民の細かな移動需要に対応する取り組みとして、特定非営利活動法人赤穂ボランティア協会が主体となり買物支援事業を実施しています。

■めざす姿

- 行政と交通事業者の連携だけでなく、地域住民や地域企業との連携により、公共交通をみんなで支える環境を構築し、持続可能な公共交通をめざします。

■めざす姿の実現に向けた事業

重点事業	事業	事業概要	実施時期・実施主体
	⑯社会福祉協議会等と連携した移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none">社会福祉協議会や赤穂ボランティア協会等のNPO*と連携し、地域住民が主体となって運行する交通の導入をサポートする環境を整備し、地域の実情に応じた地域内交通の拡充を推進します。	<p><実施時期></p> <ul style="list-style-type: none">継続実施 <p><実施主体></p> <ul style="list-style-type: none">赤穂市赤穂市社会福祉協議会NPO
	⑰バス車内・車体広告による収益の確保	<ul style="list-style-type: none">バス車内・車体広告の掲示により、運行収入以外の収益を確保し、採算性を向上させます。	<p><実施時期></p> <ul style="list-style-type: none">継続実施 <p><実施主体></p> <ul style="list-style-type: none">赤穂市バス事業者東備西播定住自立圏形成推進協議会*
★	⑱交通事業者・行政の連携による運転手の確保	<ul style="list-style-type: none">求人広告企業と連携した運転手の募集を実施します。市広報誌等で運転手の魅力の紹介を行い、運転手の確保をめざします。	<p><実施時期></p> <ul style="list-style-type: none">2024年度（令和6年度）以降隨時実施 <p><実施主体></p> <ul style="list-style-type: none">赤穂市バス事業者タクシー事業者

【重点事業】

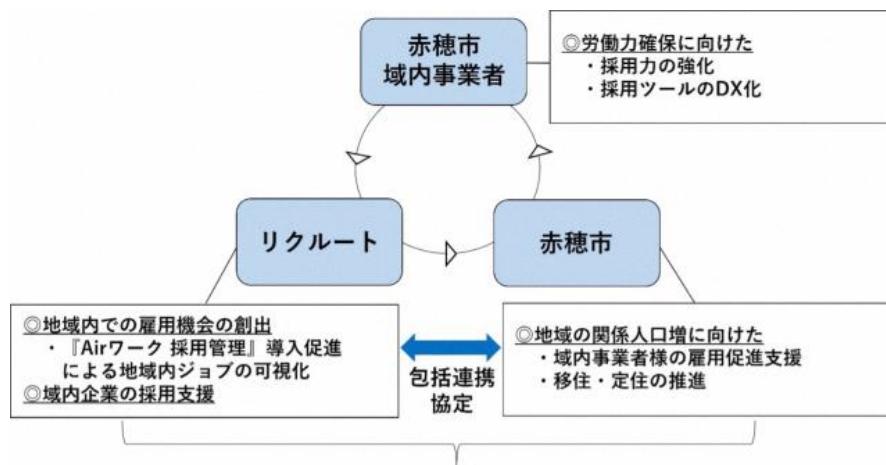
事業	②交通事業者・行政の連携による運転手の確保						
実施主体	赤穂市、バス事業者、タクシー事業者						
実施時期	2023年度 (令和5年度) 以前	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度) 以降
実施	実施				実施		実施

- ・求人広告企業と連携した運転手の募集を実施します。
- ・市広報誌等で運転手の魅力の紹介を行い、運転手の確保をめざします。

< 求人広告企業と連携した運転手の募集 >

- ・赤穂市と包括連携協定*を締結している株式会社リクルートの採用管理サービスを活用し、交通事業者の運転手募集を支援することで、運転手の確保をめざします。

[求人広告企業と連携した募集のイメージ]



地域の雇用を増やすための求人開拓と発信

資料：株式会社リクルート プレスリリース

< 運転手の魅力発信 >

- ・市広報誌に運転手へのインタビュー記事等を掲載することで、運転手の仕事内容や魅力を発信し、運転手の確保をめざします。
- ・国土交通省が発行している右記のパンフレットでは、運転手の仕事内容や魅力、運転手になるまでの流れが紹介されているため、これを活用した運転手の魅力の周知を行います。

[運転手の魅力PRパンフレット]

Convey a smile

安全・確実そして
笑顔を運ぶバス運転者の活躍

～地域の暮らしや魅力をつなぐ大切な役割～

国土交通省

バス運転者という仕事

子どもの頃に、大きなバスの車体を自在に操る運転者さんを見て、憧れた方も多いのではないでしょうか。運転者という職業の最大の責任は、乗客の皆さんを安全に確実に目的地まで送り届けることです。さらにもう一つ忘れてはならないのが、もちろん、あるいは観光地に毎日、皆さんのお顔を運び、地域の活性化に貢献することです。だから、誰にでもできる仕事ではありません。みんなの役に立ちたい、地域に貢献したい、みんなの笑顔を運びたい、そう強く思うあなただからできる仕事です。(バス運転者は公共交通機関として社会への貢献度も大きい、その重要性、必要性も広く利用者に認めた大切なお仕事です)。

環境に優しい

バスが1人・1km 移動するときに排出するCO₂は、乗用車の半分以下と、地球環境に優しい交通機関であると言えます。

高齢化社会を支える

我が国の中でもバスの普及率は最も高く、乗用車と比べると半分以下です。また、通学・通勤・買い物、病院・旅行などに、子供から高齢者まで幅広い世代に便利で安全な交通機関です。

安全で幅広い世代に便利

自動車の中でもバスの事故率は最も低く、乗用車と比べると半分以下です。また、通学・通勤・買い物、病院・旅行などに、子供から高齢者まで幅広い世代に便利で安全な交通機関です。

高齢化社会に対する取り組み

取り組み	実施年	対象年齢
高齢者専用車両	2010年	65歳以上
高齢者専用車両	2011年	65歳以上
高齢者専用車両	2012年	65歳以上
高齢者専用車両	2013年	65歳以上
高齢者専用車両	2014年	65歳以上
高齢者専用車両	2015年	65歳以上
高齢者専用車両	2016年	65歳以上
高齢者専用車両	2017年	65歳以上
高齢者専用車両	2018年	65歳以上
高齢者専用車両	2019年	65歳以上
高齢者専用車両	2020年	65歳以上
高齢者専用車両	2021年	65歳以上
高齢者専用車両	2022年	65歳以上
高齢者専用車両	2023年	65歳以上
高齢者専用車両	2024年	65歳以上
高齢者専用車両	2025年	65歳以上
高齢者専用車両	2026年	65歳以上
高齢者専用車両	2027年	65歳以上
高齢者専用車両	2028年	65歳以上
高齢者専用車両	2029年	65歳以上
高齢者専用車両	2030年	65歳以上
高齢者専用車両	2031年	65歳以上
高齢者専用車両	2032年	65歳以上
高齢者専用車両	2033年	65歳以上
高齢者専用車両	2034年	65歳以上
高齢者専用車両	2035年	65歳以上
高齢者専用車両	2036年	65歳以上
高齢者専用車両	2037年	65歳以上
高齢者専用車両	2038年	65歳以上
高齢者専用車両	2039年	65歳以上
高齢者専用車両	2040年	65歳以上
高齢者専用車両	2041年	65歳以上
高齢者専用車両	2042年	65歳以上
高齢者専用車両	2043年	65歳以上
高齢者専用車両	2044年	65歳以上
高齢者専用車両	2045年	65歳以上
高齢者専用車両	2046年	65歳以上
高齢者専用車両	2047年	65歳以上
高齢者専用車両	2048年	65歳以上
高齢者専用車両	2049年	65歳以上
高齢者専用車両	2050年	65歳以上
高齢者専用車両	2051年	65歳以上
高齢者専用車両	2052年	65歳以上
高齢者専用車両	2053年	65歳以上
高齢者専用車両	2054年	65歳以上
高齢者専用車両	2055年	65歳以上
高齢者専用車両	2056年	65歳以上
高齢者専用車両	2057年	65歳以上
高齢者専用車両	2058年	65歳以上
高齢者専用車両	2059年	65歳以上
高齢者専用車両	2060年	65歳以上
高齢者専用車両	2061年	65歳以上
高齢者専用車両	2062年	65歳以上
高齢者専用車両	2063年	65歳以上
高齢者専用車両	2064年	65歳以上
高齢者専用車両	2065年	65歳以上
高齢者専用車両	2066年	65歳以上
高齢者専用車両	2067年	65歳以上
高齢者専用車両	2068年	65歳以上
高齢者専用車両	2069年	65歳以上
高齢者専用車両	2070年	65歳以上
高齢者専用車両	2071年	65歳以上
高齢者専用車両	2072年	65歳以上
高齢者専用車両	2073年	65歳以上
高齢者専用車両	2074年	65歳以上
高齢者専用車両	2075年	65歳以上
高齢者専用車両	2076年	65歳以上
高齢者専用車両	2077年	65歳以上
高齢者専用車両	2078年	65歳以上
高齢者専用車両	2079年	65歳以上
高齢者専用車両	2080年	65歳以上
高齢者専用車両	2081年	65歳以上
高齢者専用車両	2082年	65歳以上
高齢者専用車両	2083年	65歳以上
高齢者専用車両	2084年	65歳以上
高齢者専用車両	2085年	65歳以上
高齢者専用車両	2086年	65歳以上
高齢者専用車両	2087年	65歳以上
高齢者専用車両	2088年	65歳以上
高齢者専用車両	2089年	65歳以上
高齢者専用車両	2090年	65歳以上
高齢者専用車両	2091年	65歳以上
高齢者専用車両	2092年	65歳以上
高齢者専用車両	2093年	65歳以上
高齢者専用車両	2094年	65歳以上
高齢者専用車両	2095年	65歳以上
高齢者専用車両	2096年	65歳以上
高齢者専用車両	2097年	65歳以上
高齢者専用車両	2098年	65歳以上
高齢者専用車両	2099年	65歳以上
高齢者専用車両	2100年	65歳以上

資料：国土交通省ホームページ

84

5.3 評価指標の設定

基本理念の実現に向け、計画の達成状況を評価するため、基本方針ごとに目標を設定します。今後は、これらの目標の達成に向けて事業を推進していきます。

< 評価指標 >

基本方針1:利便性・機能性の高い公共交通利用環境の構築		
指標	現状値※1	目標値※1
行政補助額10,000円当たりバス等※2利用者数	23人/万円・年 (2022年度[令和4年度])	23人/万円・年以上 (2028年度[令和10年度])
バス等※2収支率※3	21.1% (2022年度[令和4年度])	25.0%以上 (2028年度[令和10年度])
「ゆらのすけ」収支率	8.5% (2022年度[令和4年度])	25.0%以上 (2028年度[令和10年度])
JR輸送密度※4	JR播州赤穂駅～JR相生駅 7,956人/日 (2022年度[令和4年度])	7,956人/日以上 (2028年度[令和10年度])
	JR播州赤穂駅～JR長船駅 1,726人/日 (2022年度[令和4年度])	2,000人/日以上 (2028年度[令和10年度])

※1 現状値の資料・算出方法や、目標値の設定方法については、資料1（P.90～92）に整理しています。

※2 バス等は、路線バス、「ゆらのすけ」、「ていじゅうろう」、「うね・のり愛号」を指します。

※3 補助対象系統のみを対象に算出しています。

※4 輸送密度は、1日1km当たりの利用者数です。

基本方針2:他分野連携によるサービス向上		
指標	現状値※1	目標値※1
運転免許自主返納者数（65歳以上）	182人/年 (2022年度[令和4年度])	253人/年以上 (2028年度[令和10年度])

※1 現状値の資料・算出方法や、目標値の設定方法については、資料1（P.93）に整理しています。

基本方針3:みんなで支えあう持続可能な公共交通の実現		
指標	現状値※1	目標値※1
モビリティ・マネジメント*参加人数	—	延べ200人以上 (2028年度[令和10年度])

※1 現状値の資料・算出方法や、目標値の設定方法については、資料1（P.93）に整理しています。

6.3 計画達成状況の評価及び計画の見直し

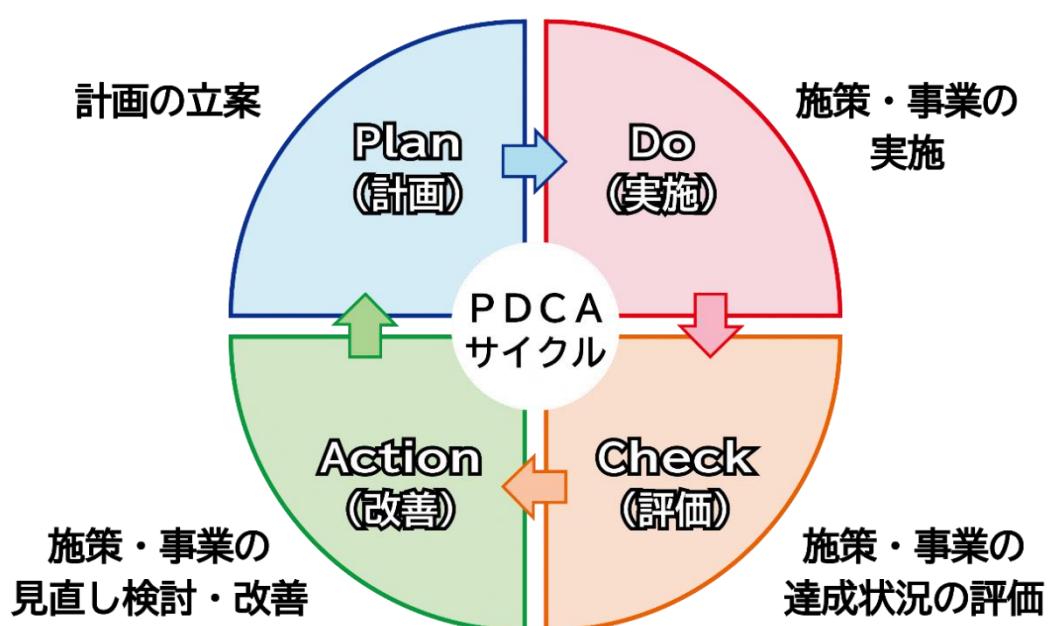
人口の減少や高齢化の進行、医療施設や商業施設の新設・廃止、法改正や先進技術の登場等により、公共交通をとりまく社会情勢及び地域情勢は変化していくと考えられます。

これらの変化に対応するため、「Plan(計画)」、「Do(実施)」、「Check(評価)」、「Action(改善)」の4つの段階を繰り返す「PDCAサイクル*」による本計画及び各施策・事業の継続的な評価・改善を実施していきます。

「PDCAサイクル」の推進に当たり、本計画で示した施策・事業については、市民、交通事業者、行政等が連携して計画を立案(Plan)し、施策・事業を実施(Do)します。また、「赤穂市地域公共交通活性化協議会*」において、年1回程度の頻度で施策・事業の進捗状況の確認や達成状況を評価(Check)し、必要に応じて施策・事業の見直し検討を行うことで改善(Action)を図ります。

この「PDCAサイクル」を推進することによって、より赤穂市の交通実態に即した利便性の高い公共交通事業を継続的に実施していきます。

< PDCAサイクルのイメージ >



	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
計画の立案 (Plan)	➡					➡	
施策・事業の実施 (Do)	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡
施策・事業の達成状況の評価 (Check)		➡	➡	➡	➡	➡	➡
施策・事業の見直し検討・改善 (Action)			➡	➡	➡	➡	➡

資料2 地域公共交通確保維持事業について

地域公共交通確保維持事業とは、地域の活性化等の成長戦略も踏まえ、多様な関係者との連携により、地域公共交通の確保・維持を図るとともに、地域公共交通の改善に向けた取り組みについて国が支援する事業です。このうち地域内フィーダー系統補助とは、地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス等（フィーダー）の運行について国が支援する制度です。赤穂市においても当該制度を活用し、地域公共交通の確保・維持を図ります。

< 赤穂市の鉄道・バス路線網 >



< 地域公共交通の運行概要と補助対象系統について >

公共交通の種類	系統名	起点	経由	終点	事業許可区分	運行形態	実施主体	補助事業
JR	赤穂線	JR 相生駅	JR 播州赤穂駅	JR 岡山駅	第一種 鉄道事業	定期運行	JR 西日本	—
	山陽本線	JR 神戸駅	JR 播州赤穂駅	JR 門司駅			JR西日本(JR 神戸駅～JR 下関駅) JR九州 (JR 下関駅～JR 門司駅)	—
路線バス	御崎線	播州赤穂駅	—	亀の井ホテル赤穂	4条乗合	路線定期運行	(株) ウイング神姫	—
	小島線	播州赤穂駅	—	小島				—
	湯の内・楳線	播州赤穂駅	—	湯の内				—
	千鳥線	千鳥南口	—	赤穂営業所前				—
ゆらのすけ	南北ルート A	播州赤穂駅	千種峠・原小学校	宮前	4条乗合	路線定期運行	赤穂市 (運行は(株)ウイング神姫に委託)	—
	南北ルート B	播州赤穂駅	根木・横山	宮前				—
	東西ルート	市民病院	イオン赤穂店	備前福河駅口				—
		備前福河駅口	福浦新田	古池				フィーダー補助
	高野ルート	アース製薬前	小島・田端集会所	市民病院				—
	みどり団地ルート	市民病院	イオン赤穂店	みどり団地				—
	尾崎・御崎ルート	御崎駐在所前	市民会館	正保橋北				—
ていじゅうろう	上郡ルート	上郡駅	播州赤穂駅・千鳥	赤穂車庫	4条乗合	路線定期運行	東備西播定住自立圏形成推進協議会(運行は(株)ウイング神姫に委託)	—
	備前ルート	吉永病院	播州赤穂駅・千鳥	赤穂車庫				—
うね・のり愛号	—	有年地区全域			4条乗合	区域運行	赤穂市(運行は赤穂タクシー(株)、赤穂神姫タクシー(株)、御崎タクシー(株)に委託)	—
タクシー	—	赤穂市全域			—	—	赤穂タクシー(株) 赤穂神姫タクシー(株) 御崎タクシー(株)	—

※令和6年4月1日からの運行概要を示す。

< 補助対象系統の必要性について >

補助対象系統	補助対象系統の必要性
「ゆらのすけ」 東西ルート (備前福河駅口～古池)	<p>「ゆらのすけ」東西ルート（備前福河駅口～古池）は、JR 備前福河駅を起点とし、福浦地区を経由して古池までを結ぶ路線であり、地域住民の買い物、通院、通学等の移動手段として重要な役割を担っています。</p> <p>この路線の沿線は他にバス停や鉄道駅がない交通不便地域であり、また過疎化が進んだ地域もあります。そのため、市内連携軸である「ゆらのすけ」東西ルートを延伸し、市外連携軸であるJR 赤穂線のJR 備前福河駅までのフィーダー系統として運行することで、地域住民の生活交通手段を確保する必要があります。</p> <p>一方で、自治体やバス事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいことから、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。</p>

令和6年6月28日

(名称) 赤穂市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

赤穂市においては、市外連携軸として、2路線の鉄道及び東備西播定住自立圏域バス「ゆらのすけ」、市内連携軸として路線バス、市内循環バス「ゆらのすけ」（コミュニティバス）、一般乗用タクシー、地域内交通として「うね・のり愛号」（デマンドタクシー）により構成される公共交通機関網が広がっている。これらの公共交通については、赤穂市の総合病院・大規模な商業施設が、当市民だけでなく周辺市町の住民の日常生活機能を担う中で、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

また、この市外連携軸に通じるコミュニティバス等が支線の役割を果たしている。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

また古池集落では、コミュニティバス（ゆらのすけ）の運行がなければ、半径1km以内に路線バス停、鉄軌道駅のいずれも存在せず、公共交通機関の存在しない、交通空白地域である。

さらに、古池地区の高齢化率は進んでおり、自家用乗用車を運転できない高齢者等の移動手段の確保が大きな課題となっている。

このため、地域公共交通確保維持事業により、「ゆらのすけ」東西ルートの備前福河駅口～古池区間を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・行政補助額 10,000 円当たりバス等利用者数を 23 人/万円・年以上（直近年度の実績 23 人/万円・年）とする。
- ・バス等（路線バス、「ゆらのすけ」、「ていじゅうろう」、「うね・のり愛号」）の収支率を 25.0%以上（直近年度の実績 21.1%）とする。
- ・「ゆらのすけ」（コミュニティバス）の収支率を 25.0%以上（直近年度の実績 8.5%）とする。

（赤穂市地域公共交通計画 P85 参照）

(2) 事業の効果

「ゆらのすけ」東西ルートの備前福河駅口～古池区間を確保・維持することにより、古池集落の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、市外連携軸・市内連携軸のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・バスについては、市外連携軸に加えて市内連携軸の機能を併せ持つように路線再編を行うとともに、需要に応じたダイヤ変更・ルート再編により、利便性向上を図ります。(赤穂市、事業者)
- ・路線バス、「ゆらのすけ」、「ていじゅうろう」の料金体系を統一（200円均一）し、バス同士の垣根をなくすことにより、これらバスの一体的かつ効率的なルート再編を可能にするとともに、どの地区からもバスを利用しやすい環境を構築します。(赤穂市、事業者)
- ・公共交通手段別に作成されている時刻表を、ひとつにまとめた分かりやすいバス総合時刻表を作成・全戸配布し、公共交通利用の促進を図ります。(赤穂市)
- ・市内の学校にモビリティマネジメントを行う。(赤穂市、事業者)

(赤穂市地域公共交通計画 P65～P84 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「ゆらのすけ」について、その運行に係る費用総額 31,244,000円のうち、赤穂市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施

(赤穂市地域公共交通計画 P88 参照)

7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

(2) 事業の効果

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

(2) 事業の効果

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

18. 協議会の開催状況と主な議論

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| ・令和4年6月22日（第1回） | 協議会設立 |
| ・令和5年2月1日（第2回） | 計画策定に係るアンケート結果について報告 |
| ・令和5年3月23日（第3回） | 計画の方向性（案）について議論 |
| ・令和5年7月24日（第4回） | 計画の方向性（案）について議論 |
| ・令和5年9月26日（第5回） | 計画の施策（案）について議論 |
| ・令和5年11月22日（第6回） | 計画（案）について議論 |
| ・令和6年1月30日（第7回） | 計画全体について承認 |
| ・令和6年6月27日（第8回） | 地域公共交通確保維持事業に係る計画認定申請について承認（書面協議） |

19. 利用者等の意見の反映状況

市のホームページ及び各地区公民館にて本計画に関する意見を募集した。
計画に反映させるべき意見の提出はなかった。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 兵庫県赤穂市加里屋81番地

(所 属) 赤穂市市長公室企画政策課

(氏 名) 深澤 景理

(電 話) 0791-43-6867

(e-mail) Kikaku@city.ako.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

R8年度～計画期間最終年度については、R7年度事業から運行内容に変更がないため省略

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
赤穂市	(株)ウイング神姫	(1) 赤穂コミュニティゆらのすけ線(335)	古池	寺西・新町	播州赤穂駅	往20.2km 復20.2km	154日	539回		路線定期運行	②	JR播州赤穂駅、天和駅及び備前福河駅で地域間交通ネットワークのJR赤穂線と接続	②
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	赤穂市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	40

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
40	福浦地区古池	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客連絡事業計画の策定期限
月日及び

特例適用開始年度

計画名	策定期限	特例適用開始年度
赤穂市地域公共交通計画	令和6年1月30日	—

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

近運交交第24号
令和6年6月6日

赤穂市地域公共交通活性化協議会
会長 溝田 康人 殿

近畿運輸局長
(公印省略)

指 定 書

令和6年5月30日付け赤企画第1013号をもって申請のあった交通不便
地域の地域指定については、申請のとおり指定する。

市内循環バス ゆらのすけ

時刻表

令和6年4月改正

気�にゆらゆらローカルバスの旅
みんなで乗って みんなで支えよう!



ゆらのすけ

- ゆ** ゆったり 27人乗り (15座席)
- ら** らくらく外出をお手伝い!
- の** ノンステップで乗りやすい!
- す** すみからすみまで赤穂を走る!
- け** けいざいてき! 100円持って出かけよう!

運行ルートには、狭い道路が含まれています。路上駐車等があると運行の妨げになる場合がございますので、沿線地域の皆様におかれましては、スムーズな運行にご協力いただきますよう、よろしくお願いします。

ゆらのすけは、市内のバス交通不便地域の解消や、高齢者、障がい者、学生など普段から車を運転されない方の移動手段の確保を目的に、平成17年より、“誰もが利用できる地域の乗り物”として、運行しています。買い物や病院、公共施設など、生活に欠かすことのできない場所への移動手段として、多くの方に利用されています。これからもゆらのすけの維持確保のため、積極的なご利用をお願いします。



◆地域の公共交通として、タクシーもご活用ください!

赤穂神姫タクシー (0791) 42-2323
赤穂タクシー (0791) 42-2088
御崎タクシー (0791) 42-3535

1回の乗車につき
小学生未満無料 **100円**

※五十音順



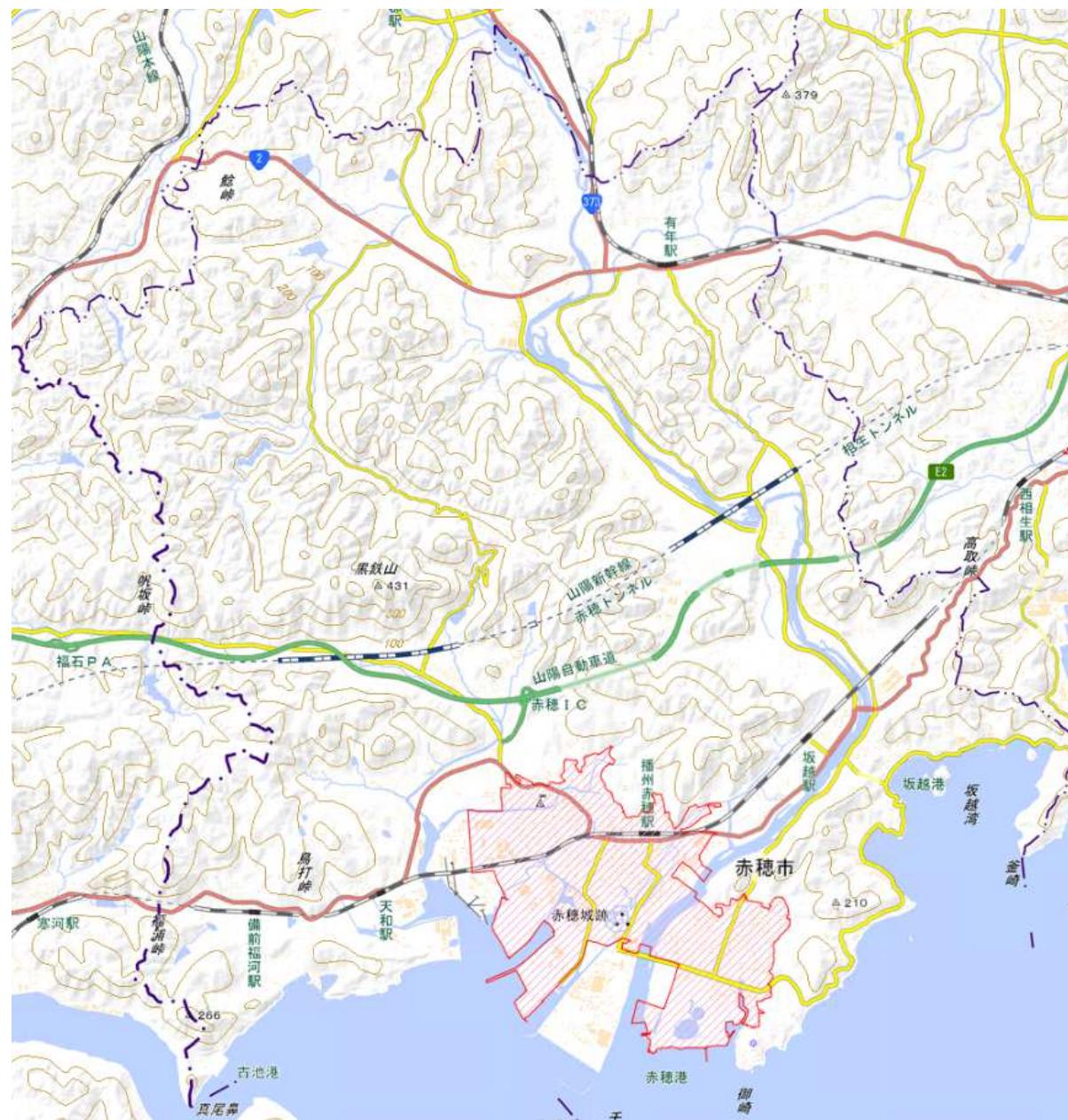
運行日	火・木・土
経由地	御崎～尾崎～市街地
運行日	月・水・金
経由地	丸山～園地～市街地
運行日	月・水・金
経由地	高野～市街地
運行日	月・水・金
経由地	福浦～城西経由～市街地
運行日	火・木・土
経由地	有年東部～高嶺経由～市街地
運行日	月・水・金
経由地	有年東部～土塹経由～市街地

月・水・金曜日運行 南北ルートA (有年東部~千種経由~市街地)

各時刻表中、バス停名の下に○印が付いているバス停は、東備西播定住自立圏で運行するコミバス「ついじゅうろう」が月~土曜日止まります！(時間は異なります)

宮前	浄泉寺	有年公民館	梅原三軒屋	梅原野田	梅原上所	梅原中所	梅原新田	原小学校	北畠	牟礼公民館	牟礼重遊園	牟礼公民館	牟礼重遊園	中山下	中山下	真殿林	真殿門	花畠藏	千種峠	千種ハイヤード入口	木津宮前	龍泉寺前	大工市	浜松子	桜木	下長田橋	水源地	駅東	イオノ赤穂店	ハモニール	赤穂市民病院	大石神社東	県住前	赤穂市民病院	赤穂市役所北	赤穂中央病院東	赤穂中央病院	赤穂市役所北	赤穂赤穂駅														
○	7:38	7:39	7:41	7:43	7:44	7:45	7:46	7:47	7:49	7:50	7:51	7:52	7:55	7:57	8:00	8:00	8:03	8:05	8:06	8:08	8:10	8:12	8:13	8:14	8:15	8:16	8:17	8:20	8:21	8:22	8:23	8:24	8:25	8:26	8:27	8:28	8:29	8:30	8:31	8:34	8:37	8:38	8:39	8:40	8:41	8:43	8:46	8:47	8:48	8:49	8:50	8:54	
○	7:36	7:38	7:39	7:41	7:43	7:44	7:45	7:46	7:47	7:49	7:50	7:51	7:52	7:55	7:57	8:00	8:00	8:03	8:05	8:06	8:08	8:10	8:12	8:13	8:14	8:15	8:16	8:17	8:20	8:21	8:22	8:23	8:24	8:25	8:26	8:27	8:28	8:29	8:30	8:31	8:34	8:37	8:38	8:39	8:40	8:41	8:43	8:46	8:47	8:48	8:49	8:50	8:54
○	7:36	7:38	7:39	7:41	7:43	7:44	7:45	7:46	7:47	7:49	7:50	7:51	7:52	7:55	7:57	8:00	8:00	8:03	8:05	8:06	8:08	8:10	8:12	8:13	8:14	8:15	8:16	8:17	8:20	8:21	8:22	8:23	8:24	8:25	8:26	8:27	8:28	8:29	8:30	8:31	8:34	8:37	8:38	8:39	8:40	8:41	8:43	8:46	8:47	8:48	8:49	8:50	8:54
○	7:36	7:38	7:39	7:41	7:43	7:44	7:45	7:46	7:47	7:49	7:50	7:51	7:52	7:55	7:57	8:00	8:00	8:03	8:05	8:06	8:08	8:10	8:12	8:13	8:14	8:15	8:16	8:17	8:20	8:21	8:22	8:23	8:24	8:25	8:26	8:27	8:28	8:29	8:30	8:31	8:34	8:37	8:38	8:39	8:40	8:41	8:43	8:46	8:47	8:48	8:49	8:50	8:54
○	7:36	7:38	7:39	7:41	7:43	7:44	7:45	7:46	7:47	7:49	7:50	7:51	7:52	7:55	7:57	8:00	8:00	8:03	8:05	8:06	8:08	8:10	8:12	8:13	8:14	8:15	8:16	8:17	8:20	8:21	8:22	8:23	8:24	8:25	8:26	8:27	8:28	8:29	8:30	8:31	8:34	8:37	8:38	8:39	8:40	8:41	8:43	8:46	8:47	8:48	8:49	8:50	8:54
○	7:36	7:38	7:39	7:41	7:43	7:44	7:45	7:46	7:47	7:49	7:50	7:51	7:52	7:55	7:57	8:00	8:00	8:03	8:05	8:06	8:08	8:10	8:12	8:13	8:14	8:15	8:16	8:17	8:20	8:21	8:22	8:23	8:24	8:25	8:26	8:27	8:28	8:29	8:30	8:31	8:34	8:37	8:38	8:39	8:40	8:41	8:43	8:46	8:47	8:48	8:49	8:50	8:54
○	7:36	7:38	7:39	7:41	7:43	7:44	7:45	7:46	7:47	7:49	7:50	7:51	7:52	7:55	7:57	8:00	8:00	8:03	8:05	8:06	8:08	8:10	8:12	8:13	8:14	8:15	8:16	8:17	8:20	8:21	8:22	8:23	8:24	8:25	8:26	8:27	8:28	8:29	8:30	8:31	8:34	8:37	8:38	8:39	8:40	8:41	8:43	8:46	8:47	8:48	8:49	8:50	8:54
○	7:36	7:38	7:39	7:41	7:43	7:44	7:45	7:46	7:47	7:49	7:50	7:51	7:52	7:55	7:57	8:00	8:00	8:03	8:05	8:06	8:08	8:10	8:12	8:13	8:14	8:15	8:16	8:17	8:20	8:21	8:22	8:23	8:24	8:25	8:26	8:27	8:28	8:29	8:30	8:31	8:34	8:37	8:38	8:39	8:40	8:41	8:43	8:46	8:47	8:48	8:49	8:50	8:54
○	7:36	7:38	7:39	7:41	7:43	7:44	7:45	7:46	7:47	7:49	7:50	7:51	7:52	7:55	7:57	8:00	8:00	8:03	8:05	8:06	8:08	8:10	8:12	8:13	8:14	8:15	8:16	8:17	8:20	8:21	8:22	8:23	8:24	8:25	8:26	8:27	8:28	8:29	8:30	8:31	8:34	8:37	8:38	8:39	8:40	8:41	8:43	8:46	8:47	8:48	8:49	8:50	8:54
○	7:36	7:38	7:39	7:41	7:43	7:44	7:45	7:46	7:47	7:49	7:50	7:51	7:52	7:55	7:57	8:00	8:00	8:03	8:05	8:06	8:08	8:10	8:12	8:13	8:14	8:15	8:16	8:17	8:20	8:21	8:22	8:23	8:24	8:25	8:26	8:27	8:28	8:29	8:30	8:31	8:34	8:37	8:38	8:39	8:40	8:41	8:43	8:46	8:47	8:48	8:49	8:50	8:54
○	7:36	7:38	7:39	7:41	7:43	7:44	7:45	7:46	7:47	7:49	7:50	7:51	7:52	7:55	7:57	8:00	8:00	8:03	8:05	8:06	8:08	8:10	8:12	8:13	8:14	8:15	8:16	8:17	8:20	8:21	8:22	8:23	8:24	8:25	8:26	8:27	8:28	8:29	8:30	8:31	8:34	8:37	8:38	8:39	8:40	8:41	8:43	8:46	8:47	8:48	8:49	8:50	8:54
○	7:36	7:38	7:39	7:41	7:43	7:44	7:45	7:46	7:47	7:49	7:50	7:51	7:52	7:55	7:57	8:00	8:00	8:03	8:05	8:06	8:08	8:10	8:12	8:13	8:14	8:15	8:16	8:17	8:20	8:21	8:22	8:23	8:24	8:25	8:26	8:27	8:28	8:29	8:30	8:31	8:34	8:37	8:38	8:39	8:40	8:41	8:43	8:46	8:47	8:48	8:49	8:50	8:54
○	7:36	7:38	7:39	7:41	7:43	7:44	7:45	7:46	7:47	7:49	7:50	7:51	7:52	7:55	7:57	8:00	8:00	8:03	8:05	8:06	8:08	8:10	8:12	8:13	8:14	8:15	8:16	8:17	8:20	8:21	8:22	8:23	8:24	8:25	8:26	8:27	8:28	8:29	8:30	8:31	8:34	8:37	8:38	8:39	8:40	8:41	8:43	8:46	8:47	8:48	8:49	8:50	8:54
○	7:36	7:38	7:39	7:41	7:43	7:44	7:45	7:46	7:47	7:49	7:50	7:51	7:52	7:55	7:57	8:00	8:00	8:03	8:05	8:06	8:08	8:10	8:12	8:13	8:14	8:15	8:16	8:17	8:20	8:2																							

人口集中地区以外の地区の区分が分かる地図
(赤穂市)

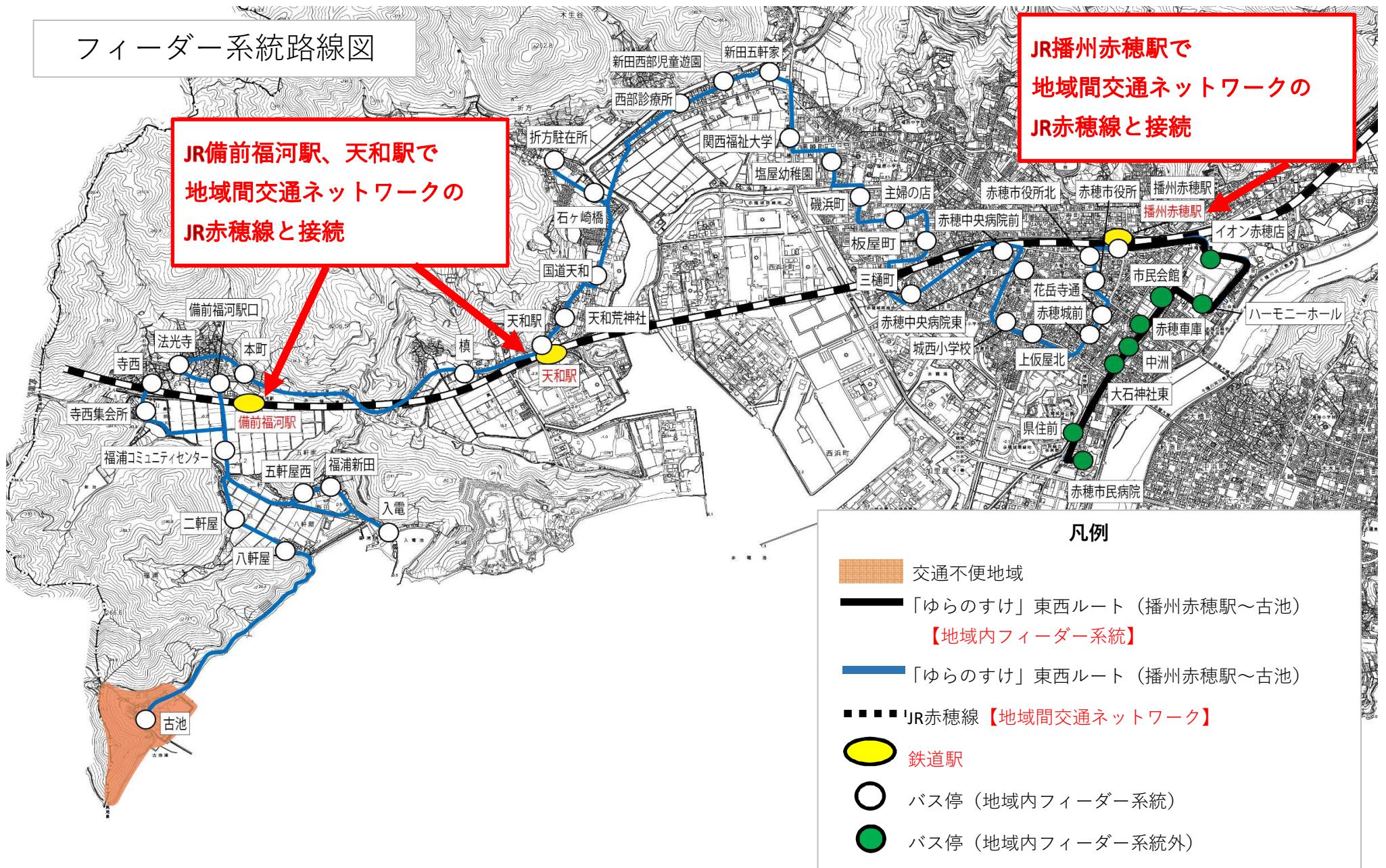


凡例



人口集中地区

フィーダー系統路線図



停留所名称および停留所間隔

[路線名]

赤穂コミュニティ・ゆらのすけ線

[申請番号・系統名]

No. 335 古池～寺西・新町・播州赤穂駅・イオン赤穂店～赤穂市民病院

		赤穂市民病院	
		県住前 0.3	
		大石神社東 0.6	0.9
		中洲 0.4	1.0 1.3
		市民会館 0.2	0.6 1.2 1.5
		ハーモニーホール 0.4	0.6 1.0 1.6 1.9
		イオン赤穂店 0.7	1.1 1.3 1.7 2.3 2.6
		播州赤穂駅 0.9	1.6 2.0 2.2 2.6 3.2 3.5
		赤穂市役所 0.3	1.2 1.9 2.3 2.5 2.9 3.5 3.8
		花岳寺通 0.4	0.7 1.6 2.3 2.7 2.9 3.3 3.9 4.2
		赤穂城前 0.2	0.6 0.9 1.8 2.5 2.9 3.1 3.5 4.1 4.4
		上仮屋北 0.3	0.5 0.9 1.2 2.1 2.8 3.2 3.4 3.8 4.4 4.7
		城西小学校 0.4	0.7 0.9 1.3 1.6 2.5 3.2 3.6 3.8 4.2 4.8 5.1
		赤穂中央病院前 0.5	0.9 1.2 1.4 1.8 2.1 3.0 3.7 4.1 4.3 4.7 5.3 5.6
		三樋町 0.8	1.3 1.7 2.0 2.2 2.6 2.9 3.8 4.5 4.9 5.1 5.5 6.1 6.4
		板屋町 0.7	1.5 2.0 2.4 2.7 2.9 3.3 3.6 4.5 5.2 5.6 5.8 6.2 6.8 7.1
		主婦の店 0.5	1.2 2.0 2.5 2.9 3.2 3.4 3.8 4.1 5.0 5.7 6.1 6.3 6.7 7.3 7.6
		磯浜町 0.4	0.9 1.6 2.4 2.9 3.3 3.6 3.8 4.2 4.5 5.4 6.1 6.5 6.7 7.1 7.7 8.0
		塩屋幼稚園 0.5	0.9 1.4 2.1 2.9 3.4 3.8 4.1 4.3 4.7 5.0 5.9 6.6 7.0 7.2 7.6 8.2 8.5
		関西福祉大学 0.4	0.9 1.3 1.8 2.5 3.3 3.8 4.2 4.5 4.7 5.1 5.4 6.3 7.0 7.4 7.6 8.0 8.6 8.9
		新田五軒家 0.5	0.9 1.4 1.8 2.3 3.0 3.8 4.3 4.7 5.0 5.2 5.6 5.9 6.8 7.5 7.9 8.1 8.5 9.1 9.4
		新田西部児童遊園 0.3	0.8 1.2 1.7 2.1 2.6 3.3 4.1 4.6 5.0 5.3 5.5 5.9 6.2 7.1 7.8 8.2 8.4 8.8 9.4 9.7
		西部診療所 0.3	0.6 1.1 1.5 2.0 2.4 2.9 3.6 4.4 4.9 5.3 5.6 5.8 6.2 6.5 7.4 8.1 8.5 8.7 9.1 9.7 10.0
		石ヶ崎橋 0.9	1.2 1.5 2.0 2.4 2.9 3.3 3.8 4.5 5.3 5.8 6.2 6.5 6.7 7.1 7.4 8.3 9.0 9.4 9.6 10.0 10.6 10.9
		折方駐在所 0.5	1.4 1.7 2.0 2.5 2.9 3.4 3.8 4.3 5.0 5.8 6.3 6.7 7.0 7.2 7.6 7.9 8.8 9.5 9.9 10.1 10.5 11.1 11.4
		石ヶ崎橋 0.5	1.0 1.9 2.2 2.5 3.0 3.4 3.9 4.3 4.8 5.5 6.3 6.8 7.2 7.5 7.7 8.1 8.4 9.3 10.0 10.4 10.6 11.0 11.6 11.9
		国道天和 0.6	1.1 1.6 2.5 2.8 3.1 3.6 4.0 4.5 4.9 5.4 6.1 6.9 7.4 7.8 8.1 8.3 8.7 9.0 9.9 10.6 11.0 11.2 11.6 12.2 12.5
		天和荒神社 0.4	1.0 1.5 2.0 2.9 3.2 3.5 4.0 4.4 4.9 5.3 5.8 6.5 7.3 7.8 8.2 8.5 8.7 9.1 9.4 10.3 11.0 11.4 11.6 12.0 12.6 12.9
		天和駅 0.3	0.7 1.3 1.8 2.3 3.2 3.5 3.8 4.3 4.7 5.2 5.6 6.1 6.8 7.6 8.1 8.5 8.8 9.0 9.4 9.7 10.6 11.3 11.7 11.9 12.3 12.9 13.2
		槇 0.6	0.9 1.3 1.9 2.4 2.9 3.8 4.1 4.4 4.9 5.3 5.8 6.2 6.7 7.4 8.2 8.7 9.1 9.4 9.6 10.0 10.3 11.2 11.9 12.3 12.5 12.9 13.5 13.8
		本町 1.9	2.5 2.8 3.2 3.8 4.3 4.8 5.7 6.0 6.3 6.8 7.2 7.7 8.1 8.6 9.3 10.1 10.6 11.0 11.3 11.5 11.9 12.2 13.1 13.8 14.2 14.4 14.8 15.4 15.7
		法光寺 0.2	2.1 2.7 3.0 3.4 4.0 4.5 5.0 5.9 6.2 6.5 7.0 7.4 7.9 8.3 8.8 9.5 10.3 10.8 11.2 11.5 11.7 12.1 12.4 13.3 14.0 14.4 14.6 15.0 15.6 15.9
		備前福河駅口 0.4	0.6 2.5 3.1 3.4 3.8 4.4 4.9 5.4 6.3 6.6 6.9 7.4 7.8 8.3 8.7 9.2 9.9 10.7 11.2 11.6 11.9 12.1 12.5 12.8 13.7 14.4 14.8 15.0 15.4 16.0 16.3
		寺西集会所 0.8	1.2 1.4 3.3 3.9 4.2 4.6 5.2 5.7 6.2 7.1 7.4 7.7 8.2 8.6 9.1 9.5 10.0 10.7 11.5 12.0 12.4 12.7 12.9 13.3 13.6 14.5 15.2 15.6 15.8 16.2 16.8 17.1
		寺西 0.3	1.1 1.5 1.7 3.6 4.2 4.5 4.9 5.5 6.0 6.5 7.4 7.7 8.0 8.5 8.9 9.4 9.8 10.3 11.0 11.8 12.3 12.7 13.0 13.2 13.6 13.9 14.8 15.5 15.9 16.1 16.5 17.1 17.4
		寺西集会所 0.3	0.6 1.4 1.8 2.0 3.9 4.5 4.8 5.2 5.8 6.3 6.8 7.7 8.0 8.3 8.8 9.2 9.7 10.1 10.6 11.3 12.1 12.6 13.0 13.3 13.5 13.9 14.2 15.1 15.8 16.2 16.4 16.8 17.4 17.7
		福浦コミュニティセンター 0.8	1.1 1.4 2.2 2.6 2.8 4.7 5.3 5.6 6.0 6.6 7.1 7.6 8.5 8.8 9.1 9.6 10.0 10.5 10.9 11.4 12.1 12.9 13.4 13.8 14.1 14.3 14.7 15.0 15.9 16.6 17.0 17.2 17.6 18.2 18.5
		五軒屋西 0.6	1.4 1.7 2.0 2.8 3.2 3.4 5.3 5.9 6.2 6.6 7.2 7.7 8.2 9.1 9.4 9.7 10.2 10.6 11.1 11.5 12.0 12.7 13.5 14.0 14.4 14.7 14.9 15.3 15.6 16.5 17.2 17.6 17.8 18.2 18.8 19.1
		福浦新田 0.2	0.8 1.6 1.9 2.2 3.0 3.4 3.6 5.5 6.1 6.4 6.8 7.4 7.9 8.4 9.3 9.6 9.9 10.4 10.8 11.3 11.7 12.2 12.9 13.7 14.2 14.6 14.9 15.1 15.5 15.8 16.7 17.4 17.8 18.0 18.4 19.0 19.3
		入電 0.5	0.7 1.3 2.1 2.4 2.7 3.5 3.9 4.1 6.0 6.6 6.9 7.3 7.9 8.4 8.9 9.8 10.1 10.4 10.9 11.3 11.8 12.2 12.7 13.4 14.2 14.7 15.1 15.4 15.6 16.0 16.3 17.2 17.9 18.3 18.5 18.9 19.5 19.8
		二軒屋 1.4	1.9 2.1 2.7 3.5 3.8 4.1 4.9 5.3 5.5 7.4 8.0 8.3 8.7 9.3 9.8 10.3 11.2 11.5 11.8 12.3 12.7 13.2 13.6 14.1 14.8 15.6 16.1 16.5 16.8 17.0 17.4 17.7 18.6 19.3 19.7 19.9 20.3 20.9 21.2
		八軒屋 0.5	1.9 2.4 2.6 3.2 4.0 4.3 4.6 5.4 5.8 6.0 7.9 8.5 8.8 9.2 9.8 10.3 10.8 11.7 12.0 12.3 12.8 13.2 13.7 14.0 14.3 14.8 15.2 15.7 16.1 16.6 17.3 17.5 17.9 18.2 19.1 19.8 20.2 20.4 20.8 21.4 21.7
		古池 2.0	2.5 3.9 4.4 4.6 5.2 6.0 6.3 6.6 7.4 7.8 8.0 9.9 10.5 10.8 11.2 11.8 12.3 12.8 13.7 14.0 14.3 14.8 15.2 15.7 16.1 16.6 17.3 18.1 18.6 19.0 19.3 19.5 19.9 20.2 21.1 21.8 22.2 22.8 23.4 23.7

令和7年度事業

自治体名

赤穂市

系統番号
系統名

赤穂コミュニティゆらのすけ線(335)

合計

154日 539.回

R6年10月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
	1	2 3.5	3	4 3.5	5	6
7 3.5	8 3.5	9 3.5	10	11 3.5	12	13
14 3.5	15 3.5	16 3.5	17	18 3.5	19	20
21 3.5	22 3.5	23 3.5	24	25 3.5	26	27
28 3.5	29 3.5	30 3.5	31			

R6年11月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
				1 3.5	2	3
4 3.5	5 3.5	6 3.5	7	8 3.5	9	10
11 3.5	12 3.5	13 3.5	14	15 3.5	16	17
18 3.5	19 3.5	20 3.5	21	22 3.5	23	24
25 3.5	26 3.5	27 3.5	28	29 3.5	30	

R6年12月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
					1	
2 3.5	3 3.5	4 3.5	5	6 3.5	7	8
9 3.5	10 3.5	11 3.5	12	13 3.5	14	15
16 3.5	17 3.5	18 3.5	19	20 3.5	21	22
23 3.5	24 3.5	25 3.5	26	27 3.5	28	29
30 3.5	31 3.5					

R7年1月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
		1	2	3	4	5
6 3.5	7 3.5	8 3.5	9	10 3.5	11	12
13 3.5	14 3.5	15 3.5	16	17 3.5	18	19
20 3.5	21 3.5	22 3.5	23	24 3.5	25	26
27 3.5	28 3.5	29 3.5	30	31 3.5		

R7年2月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
					1	2
3 3.5	4 3.5	5 3.5	6	7 3.5	8	9
10 3.5	11 3.5	12 3.5	13	14 3.5	15	16
17 3.5	18 3.5	19 3.5	20	21 3.5	22	23
24 3.5	25 3.5	26 3.5	27	28 3.5		

R7年3月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
					1	2
3 3.5	4 3.5	5 3.5	6	7 3.5	8	9
10 3.5	11 3.5	12 3.5	13	14 3.5	15	16
17 3.5	18 3.5	19 3.5	20	21 3.5	22	23
24 3.5	25 3.5	26 3.5	27	28 3.5	29	30
31 3.5						

R7年4月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
	1 3.5	2 3.5	3	4 3.5	5	6
7 3.5	8 3.5	9 3.5	10	11 3.5	12	13
14 3.5	15 3.5	16 3.5	17	18 3.5	19	20
21 3.5	22 3.5	23 3.5	24	25 3.5	26	27
28 3.5	29 3.5	30 3.5				

R7年5月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
			1	2 3.5	3	4
5 3.5	6 3.5	7 3.5	8	9 3.5	10	11
12 3.5	13 3.5	14 3.5	15	16 3.5	17	18
19 3.5	20 3.5	21 3.5	22	23 3.5	24	25
26 3.5	27 3.5	28 3.5	29	30 3.5	31	

R7年6月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
					1	
2 3.5	3 3.5	4 3.5	5	6 3.5	7	8
9 3.5	10 3.5	11 3.5	12	13 3.5	14	15
16 3.5	17 3.5	18 3.5	19	20 3.5	21	22
23 3.5	24 3.5	25 3.5	26	27 3.5	28	29
30 3.5						

R7年7月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
	1 3.5	2 3.5	3	4 3.5	5	6
7 3.5	8 3.5	9 3.5	10	11 3.5	12	13
14 3.5	15 3.5	16 3.5	17	18 3.5	19	20
21 3.5	22 3.5	23 3.5	24	25 3.5	26	27
28 3.5	29 3.5	30 3.5	31			

R7年8月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
				1 3.5	2	3
4 3.5	5 3.5	6 3.5	7	8 3.5	9	10
11 3.5	12 3.5	13 3.5	14	15 3.5	16	17
18 3.5	19 3.5	20 3.5	21	22 3.5	23	24
25 3.5	26 3.5	27 3.5	28	29 3.5	30	31

R7年9月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
1 3.5	2 3.5	3 3.5	4	5 3.5	6	7
8 3.5	9 3.5	10 3.5	11	12 3.5	13	14
15 3.5	16 3.5	17 3.5	18	19 3.5	20	21
22 3.5	23 3.5	24 3.5	25	26 3.5	27	28
29 3.5	30 3.5					

10月 13日 45.5回

11月 13日 45.5回

12月 13日 45.5回

1月 12日 42.回

2月 12日 42.回

3月 13日 45.5回

4月 13日 45.5回

5月 13日 45.5回

6月 13日 45.5回

7月 13日 45.5回

8月 13日 45.5回

9月 13日 45.5回